

## 大田区立図書館ホームページ広告掲載取扱要領

平成25年12月2日大図発第11101号教育総務部長決定

(趣旨)

第1条 この要領は、大田区立図書館ホームページ広告掲載取扱要綱(平成25年12月2日付教育長決定。以下「要綱」という。)の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告の掲載位置)

第2条 要綱第2条で定める広告の掲載位置は、ホームページのトップページ下部の広告及び区政情報バナー枠の中とし、先着順により1枠目から順次配置を決定する。なお、毎日、1枠毎のローテーションを行うものとする。

2 広告の掲載枠は、おおむね12枠とする。

(広告の掲載期間)

第3条 要綱第4条で定める広告の掲載単位1月の期間の始期は、原則として月の初日とする。

2 前項の規定にかかわらず、要綱第4条第2項で定める事由又は大田区教育委員会(以下「教育委員会」という。)の事情により広告の掲載開始期日に変更が生じたときは、1月の期間の始期を初日以外の日(以下「指定日」という。)とすることができる。この場合において、1月間の終期は、翌月の指定日の前日までとする。

(広告掲載申込者の募集)

第4条 広告掲載申込者の募集は、大田区立図書館ホームページ等の広報媒体により公募する。

2 前項の募集は、広告枠に空きが生じたときは随時行うことができるものとする。

(広告の掲載決定等)

第5条 要綱第6条で定める広告の掲載決定に当たっては、大田区における民間事業者等広告掲載取扱要綱(平成21年6月5日付区長決定)第4条及び大田区における民間事業者等広告掲載基準(平成21年6月29日付区長室長決定)第4条に規定する広告の制限に当たらないことを確認し、速やかに審査するものとする。

なお、大田区ホームページ広告掲載取扱要綱(2013年3月改正)第6条において、すでに、大田区ホームページに掲載されている当該民間事業者については、審査を省略するものとする。

2 前項の審査に当たり、教育総務部長は必要に応じて掲載を希望する当該民間事業者に関する資料を求めることができる。

3 第1項の審査に当たり、疑義が生じたときは、教育総務部長は、次項以下で規定する大田区立図書館ホームページ掲載広告審査会(以下「審査会」という。)を招集し、当該広告について掲載要件の可否を審査しなければならない。

4 審査会は、会長及び委員をもって組織し、次に掲げる者をこれに充てる。

会長 教育総務部長

委員 教育総務課長 計画財政課長 経理管財課長 広報課長 大田図書館長

- 5 審査会は、会長及び委員の半数の出席をもって成立するものとする。
- 6 審査会の議事は、前項の出席者の過半数をもって決する。
- 7 第1項及び第3項の規定による審査の結果、広告の掲載要件を満たす申込み件数が広告掲載可能件数を超えたときは、先着順により、次点扱いとし、空枠が生じた時点で掲載する。
- 8 要綱第4条第2項の規定により掲載期間を延長した場合において、広告の掲載期間に変更が生じたときは、教育委員会は、次に掲載を予定している広告の掲載期間を変更することができる。この場合において、教育委員会は、当該広告の掲載申込者に対し、掲載開始期日の変更を通知しなければならない。

付則

この要領は、平成25年12月2日から施行する。